

令和4年度第1回平塚市廃棄物対策審議会議事録

日 時	令和4年7月25日（月）14時20分から15時まで
場 所	平塚市役所本館4階 410会議室
出席委員 （11名）	原田会長、陶山副会長、佐藤貴子委員、白石委員、鈴木委員、小林委員、上原委員、 曾我委員、大岩委員、佐藤尚委員、中田委員
事務局 （10名）	環境部長、環境政策課長、環境施設課長、環境施設課施設管理担当課長、 環境政策課資源循環担当長、収集業務課収集・分別推進担当長、環境施設課 破碎処理場担当長、環境施設課リサイクルプラザ担当長、担当者2名
傍聴者	なし

《委嘱式》

○審議会の開催に先立ち、各委員に市長から委嘱状を手交。任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日まで。各委員自己紹介。

《会長及び副会長の選出》

○平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第4条の規定に基づき、委員間の互選とした。特段、委員から意見がなかったため、事務局から原田委員を会長、陶山委員を副会長とする案を提示。異議なく承認される。

○市長挨拶

《以下、審議会の開催》

○事務局職員自己紹介

（事務局）

開会に先立ちまして、事務局から御報告申し上げます。本日の審議会の出席者は11名となっており、「平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」第5条に定めている過半数の6名に達しておりますので、会議は成立していることを報告いたします。また、本日、会議の傍聴者はございませんが、平塚市情報公開条例第31条に基づきまして、審議会は公開としております。

それでは、これ以降につきましては、原田会長に進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

（会長）

それでは大変恐縮ございますが、議事進行させていただきたいと思っております。ごみ処理の問題は、環境に直結し止めることができません。毎日、必ず出てくるごみをどのように処理していくかという意味では、大変重要な役割を果たしている審議会ですので、皆様方の立場から様々な御意見を伺って、それを反映したものにしていきたいと思っております。何卒よろしくお願いいたします。

それでは、令和4年度第1回平塚市廃棄物対策審議会を開催させていただきたいと思っております。まず、議題1、令和3年度の平塚市の清掃事業の概要について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

初めに会議資料の確認をさせていただきます。

・資料 平塚市の清掃事業の概要

そして、本日、机の上に置かせていただきました「次第」、「委員名簿」と「席次」です。不足の資料がございましたら挙手をお願いします。

(全委員)

※不足書類なし。

(事務局)

新任期となり、初めての審議会となります。新たに御就任いただいた方もいらっしゃいますので、本市の清掃事業の概要について御説明させていただきます。資料「平塚市の清掃事業の概要」をご覧ください。

1 ページ、2 ページ目につきましては、平塚市の概要及び直近5年間の人口推移について参考として掲載しております。

3 ページをご覧ください。環境部の事業体制でございます。環境部は環境政策課、収集業務課、環境保全課、環境施設課の4課で構成しています。業務内容を御説明しますと、環境政策課は、環境政策についての総合的企画調整、環境管理システムの推進、資源循環型社会の形成推進を担っております。収集業務課はごみ等の収集運搬、環境保全課は、公害の防止等生活環境の保全や相談、鳥獣保護、動物愛護及び適正な飼養の啓発等を担当しております。環境施設課は、一般廃棄物処理施設の維持管理運営や整備、また、ごみ処理広域化に関することを担当しております。

5 ページをご覧ください。処理施設の概要といたしまして、ごみ焼却施設、粗大ごみ破碎処理施設、資源化等施設、一般廃棄物最終処分場の4施設について記載をしております。

7 ページから11 ページにかけては、ごみの処理状況でございます。7 ページの表は、現在の平塚市のごみの分別区分と種類でございます。古紙類、空き缶類、金属、ビン、布類、廃食用油、ペットボトル、容器包装プラスチックといった資源再生物や不燃ごみ、蛍光管、有害ごみ、可燃ごみ、小型家電、剪定枝、粗大ごみという区分になっております。

8 ページでは、ごみの区分ごとの処理の流れを記載しております。可燃ごみは焼却施設で焼却をし、焼却残渣については民間で資源化しています。粗大ごみにつきましては、粗大ごみ破碎処理場での破碎選別後、可燃残渣は焼却、鉄、アルミといった金属資源は資源化しております。剪定枝については、平成27年10月から平塚・大磯・二宮の1市2町ごみ処理広域施設である二宮町ウッドチップセンターに搬入しており、破碎処理後、チップ等として有効活用されております。空き缶類、ビン、ペットボトル、容器包装プラスチックは、リサイクルプラザで中間処理後資源化、古紙類、布類、金属、廃食用油、小型家電も資源化されております。

9 ページをご覧ください。収集運搬の概要についてですが、ペットボトル・容器包装プラスチックにつきましては令和3年4月から、可燃ごみについては令和4年4月から、一部地区において収集を民間事業者へ委託しております。また、可燃ごみにつきましては、令和元年10月からのモデル地区での社会実験を経まして、令和3年4月から市内の一部地域で戸別収集を実施しております。今後は市内全域への導入に向け対象地域を順次拡大していく予定としております。

10 ページから11 ページで、直近5年間のごみの排出状況処理状況について記載しております。年度により多少の増減はございますが、排出量は総じて減少していることが分かるかと思っております。基本的には人口の増減とごみの排出量は比例するものと考えておりますが、年齢別の動態や社会的な要因によっても影響を受ける可能性がございます。新型コロナウイルスの感染拡大はごみの排出量にも大きな影響を与えているものと考えられますので、今後の推移を慎重に見極める必要がございます。

1 1 ページの中段以降では、本市のごみ減量化・資源化の活動を記載しております。時間の関係もございまして、主要なものを御説明します。令和3年度も令和2年度に続き、直接の接触を伴う啓発活動については自粛せざるを得ない状況でございましたが、平塚市ごみ通信を3回発行し、ごみの分け方出し方等の周知啓発に努めました。

1 2 ページをご覧ください。市内の小学校では、ごみの分別の仕方や出し方など、ごみに関するモラル向上を図るため、4年生の社会の授業でごみ学級を実施しています。令和3年度につきましては21校で実施されました。平塚市ごみ減量化推進委員会では、マイバック持参啓発、生ごみの水切り推進等の啓発に取り組みました。

1 3 ページをご覧ください。平塚市では、生ごみを堆肥化させるコンポスターの廉価販売を平成2年度から行っております。令和3年度は59個販売いたしました。併せて、生ごみ自家処理の推進のため、ごみを活かす会に御協力いただき、市民を対象とした相談会を4回実施しました。

1 4 ページをご覧ください。事業系一般廃棄物の適正排出のため、市の焼却場への搬入量が年間36トン以上の排出事業者から減量化等計画書を御提出いただいております。例年であれば現地調査を行うところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、令和3年度はアンケート調査を実施しました。

1 6 ページをご覧ください。本市の美化活動についてです。各地区に組織されている美化推進委員会間での連携を図るため、平塚市地区美化推進委員長連絡協議会を組織し、年に数回、意見交換を行っております。また、昨年は春のみの実施となりましたが、全市一斉のまちぐるみ大清掃を地区美化推進委員会が主体となって開催いたしました。

1 7 ページ1 8 ページは、本市の生活排水処理の概要となります。令和4年3月31日現在、公共下水道事業は、区域内人口普及率で98%を超えており、未整備箇所は区画整理予定区域を除いて、市街化調整区域の一部となっております。

1 9 ページをご覧ください。ごみ処理の課題についてです。一つ目は、減量及び分別の徹底です。家庭系可燃ごみを対象とした開封調査の結果、全体の約50%を生ごみが占め、直接廃棄、食べ残し、調理くずを理由とした廃棄が見られました。また、資源再生物としてリサイクル可能な紙類や、容器包装プラスチックも一定割合含まれておりました。このことから、市民に一層の分別の徹底、減量化について協力を求めていく必要があります。下段の円グラフは事業系ごみの開封調査結果となります。小売業を対象とした調査の結果、同様に、紙類や産業廃棄物としての廃プラスチック類等の混入が見受けられます。事業者責任のもと、環境配慮に基づく廃棄物の適正処理を推進するため、市処理施設でのごみ収集車の展開検査や、多量排出事業者への立入調査、減量化計画書の作成依頼等、排出事業者の処理責任を後押ししていく必要があります。

2 0 ページをご覧ください。海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等への対応を契機として、令和4年4月1日にプラスチックに関わる資源循環の促進等に関する法律、いわゆるプラスチック資源循環法が施行されました。この法律は、プラスチックという素材に着目し、製品の設計から、プラスチック使用製品廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の促進を図ることを目的とするものです。プラスチックの資源循環の実現に向けて、すべての関係主体が参画し、相互に連携しながらプラスチックに関わる資源循環の促進等に関する施策を一体的に行うことが重要であることから、各関係主体に役割が課されています。

事業者には、プラスチック使用製品設計指針に則して製品を設計することや、自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して実施すること。排出事業者として、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制・再資源化を促進することが求められております。

消費者には、プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制、市町村及び事業者双方の回収ルートに適した分別をして、排出することなどが求められております。

行政に対してもそれぞれ役割が課されており、市町村に対しては、家庭から排出されるプラスチック

使用製品廃棄物の分別収集、再商品化、その他国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要措置を講ずることが努力義務とされております。このことから、市町村では、家庭系ごみのうち、可燃ごみや不燃ごみの中からプラスチックだけを分別排出する方法、分別排出されたプラスチックの収集運搬方法、分別収集されたプラスチックを焼却以外の手法で、再び商品として流通させる方法の検討が求められています。収集体制や中間処理を行う処理施設等の課題もありますので、分別収集の実現に向け、他自治体や再商品化事業者の動向も含め調査・研究を行ってまいります。

21ページをご覧ください。家庭用ごみ袋の有料化についても検討を要する課題と捉えております。経済的インセンティブを活用した家庭ごみの排出抑制や再使用、再生利用の促進、ごみの排出量に応じた負担の公平性、さらには市民の意識改革を進めるため、国は家庭用ごみ袋の有料化を1つの方策として推奨しております。プラスチック資源循環法においても、「可燃ごみの収集に使用される袋等の燃やさざるを得ないプラスチックについては、原則として、バイオマスプラスチックが使用されるよう取り組みを進める」ということが示されました。一方で、本市の家庭系可燃ごみの量は堅調に減少しております。ごみの減量や二酸化炭素排出量を増加させるプラスチックの資源の分別排出に優先的に取り組むべき課題がある中で、市民に経済的負担を課してまで取り組むべきかどうか、慎重に検討していく必要があると認識しております。

事務局からの説明は以上となります。

(会長)

ただいまの説明について、何か御質問、御意見等はございますか。

令和3年度まで、こういう事業をしてきたということですが、それに基づいて令和4年度に大きく変えることはあるのでしょうか。令和4年度も、令和3年度を基本として運営していくと考えてよろしいのでしょうか。

(事務局)

後ほど御説明いたしますが、今回以降、当審議会で審議いただく案件がございません。基本的には、前年度実施してきた取組を進めます。先ほどお話しいたしましたプラスチック資源循環法が令和4年4月1日から施行されておりますが、様々な課題がありますので、まずは先行している他市の事例であるとか、再商品化事業者の動向を把握し、事務局側で研究・検討を進めていく年度ではないかとも考えております。

(会長)

ありがとうございます。基本的には、踏襲するにしても新しくプラスチックの対応というのがありますので、少し様子を見るということだと思えます。他に何かございますか。

(委員)

プラスチック資源循環法に関連するところで、8ページにあるペットボトルは、リサイクルプラザで分別後、最終的に資源化施設に搬出されているということになっています。具体的にどういう中間処理の方法で、どういう資源になっているのかということをご参考まで教えていただきたいと思えます。

(事務局)

8ページに掲載されております空き缶類、ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック、いわゆる資源再生物といわれるものですが、こちらについては市のリサイクルプラザに搬入されます。空き缶類は、リサイクルプラザに搬入後に圧縮後に資源化業者へ引き渡しています。ビンは、選別後に洗浄工程を経まして資源化施設へ搬出しております。ペットボトルは、選別後にペール状に圧縮梱包し資源化施設へ

引き渡しています。プラクルについてもペットボトルと同様に選別後に圧縮梱包し資源化施設へ引き渡しています。

(会長)

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(委員)

はい、すみません。特にペットボトルについてお聞きしたかったのですが、川崎市のボトルからボトルにリサイクルにするというやり方が最近注目されています。先ほども他市の事例という話もありましたので、ぜひ平塚市も取組を検討してはいかがかと思い質問いたしました。

(事務局)

補足いたします。ペットボトルは先ほど御説明しましたとおり、リサイクルプラザで選別後、圧縮梱包し、国が指定しています容器包装リサイクル協会の入札で落札した資源化業者に引き渡して資源化しているという状況です。毎年の入札結果によって資源化先が変わることになりますが、近年は御質問のようなペットボトルからペットボトルにリサイクルする事業者が落札し、資源化しているという状況にあります。

(会長)

よろしいでしょうか。何か他に御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いします。

(委員)

10ページについてお伺いします。ごみの排出量は人口に依存することはもちろんあるのですが、1人1日あたりの排出量を見ると、現在に至るまで減ってきているように思います。これは人口の増減に関係なく、やはり1人あたりのごみの排出量が減れば、ごみが減ってくるという事になるのだらうと思います。平塚市は、確か2030年までの1人1日あたりのごみの排出量の数値目標があったかと思いますが、その数値に大分近づいたように思います。資料中でいろいろな活動の御説明をいただいたのですが、ごみが減ってきている要因というのは、市民としてどう考えたらよいのでしょうか。

(事務局)

御質問いただきましてありがとうございます。1人1日あたりごみの排出量、いわゆる排出原単位が下がってきている要因についてどう捉えたら良いかとの御質問だったかと思えます。10ページの上段の可燃ごみの推移をご覧いただいても、やはり減少傾向にあるものと思えます。要因としては、様々考えられます。例えば、当審議会委員の推薦団体でもあります平塚市ごみ減量化推進委員会の活動として、「使い切り、食べ切り、水切り」いわゆる「3切り」という生ごみを減らしていこうとする取組を進めていただいています。そのような草の根の活動も影響を与えているように思います。また、資源ごみも同様に減少傾向にあります。こちらは、環境問題というのが社会的にクローズアップされ、より身近に感じる中で、ごみとなるものを買わない、ごみを生み出さない意識が浸透してきているようにも感じられます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大等の社会的要因として、不燃ごみが令和元年度から令和3年度に渡り変動しています。一時的に増加しました減少に転じた理由として、自粛期間が長く、家庭にあるごみを出し切ったとも考えられます。社会的要因というのは、様々な形で影響しますので、家庭のごみ量が、今後も堅調に減少していくと確定的に申し上げることはできませんが、いずれにしても家庭系ごみが減ってきている要因として、各地区美化推進委員会や自治会の御協力も含めた、ごみを減らしていこうとする市民の御協力の賜物だと事務局としては認識しています。

(委員)

分かりましたありがとうございます。新型コロナウイルス感染症については、専門ではありませんので、どのようになるか予測できませんが市民にとっては大変な心配事だと思います。ウィズコロナの中で、経済が活発になることに伴って、ごみが増えることは良くないと思います。ごみを減らしていこうという市民の意識が変わらないようにしなければいけないと思います。

(会長)

はい。ありがとうございます。自粛期間が長ければごみの全体量は増えると思いますが、やはり市民の御協力のおかげであると判断できると思います。市民の協力のおかげであると幅広く広報するなど、成果を共有しておかないと、経済が回復してくるとごみ量が増えてきてしまう可能性もあります。現状では、新型コロナウイルス感染症の拡大という異常事態なので、捨てるという行為に抵抗があるのかもしれないかもしれませんが、経済が回復してきたときに、このまま減少していくのか、やはり消費が増えることによってごみ量も増加するののかの大きな分岐点に差しかかっているように感じます。事務局には、引き続き注視していただければと思います。

それでは、頂いた御質問、御意見等を基に取組を進めていただければと思いますが、事務局からその他として何かありますでしょうか。

(事務局)

次回の日程になりますが、先ほど環境政策課長からも申し上げましたとおり、現在、当審議会へお諮りする案件がございません。案件が発生次第、各委員の日程を調整させていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひします。

(会長)

では、案件が発生次第、各委員に日程の調整が入るということで御承知おきください。

それでは、令和4年度第1回平塚市廃棄物対策審議会を終了いたします。お疲れ様でした。

以上